

平成30年度税制改正大綱について(6回シリーズの第4回)

事業承継税制の拡充と創設

今年の税務対策のポイントは、顧問税理士又は【経営相談】

<http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業、Net まで気軽にお問合せください、

著者：(株)I&C・HosBizセンター

会計事務所経営支援推進部長 車田 栄一

第4回(6回シリーズ) 事業承継税制の拡充と創設

今回は6回シリーズでお届けする平成30年度税制改正についての4回目となります。

6回の内容は以下の通りです。

平成30年度税制改正大綱について

- ①概要(配信済)
- ②所得拡大促進税制と固定資産税の特例創設(配信済)
- ③交際費の損金算入と少額固定資産の損金算入の特例(配信済)
- ④事業承継税制の拡充と創設(今回)
- ⑤攻めの投資を支援する、その他税制措置の拡充
- ⑥その他の税制改正(消費税、国際課税、仮想通貨)

1. 事業承継税制の抜本的拡充

- (1) 今後5年以内に承継計画(仮称)を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。

(ア) 対象株式数・猶予割合の拡充

現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式数の2/3に達する部分までの株式などが対象であったものが、今回の改正では上限が撤廃されました。

また、猶予割合(現行は相続税の場合80%)は100%に拡大されます。このことにより、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロとするものです。

(イ) 対象者の拡充

現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが事業承継税制の対象でしたが、今回の改正では親族外を含む複数の株主から、代表者

である後継者（最大3人）への承継も対象になります。中小企業の実情に合わせた多様な事業承継を支援することを目的にしています。

(ウ) 雇用要件の弾力化

現行制度では、事業承継後5年間平均で雇用の8割を維持することが求められており、仮に雇用8割を維持できなかった場合には、猶予された贈与税・相続税の全額を納付することが求められます。

これが制度利用を躊躇する要因になっているため、雇用要件を実質的に撤廃し雇用要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能としました。ただし、雇用維持ができなかった理由が経営悪化又は正当なものと認められなかった場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要があります。

(工) 新たな減免制度の創設

現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税を納付するため、過大な負担が生じています。

これを、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を再計算し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免し経営環境の変化による将来への不安を軽減します。

2. M&A を通じた事業承継への支援策を創設

① 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承を図ることが重要であるため、中小企業経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押しします。認定を受けた経営略向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置が創設されました。

今回は、「攻めの投資を支援する、その他税制措置の拡充」と題して解説いたします。

詳細は以下のサイトで確認ください。

◆税法適用のメリットについてのご相談は、

【経営相談】 <http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業. Net

財務省

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%27

経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

===== お知らせ =====

■ボード型マネジメントゲーム：経営特くんゲーム リニューアルのオープン！！ 予告■
61回の開催実績を持つ「経営特くんゲーム」のトライアルコース、インストラクターコース

今回構成内容を一新して再開します。

<対象者> インストラクターを目指す方。中小企業でOJT。税理士・診断士等で普及を目指す方。経営支援メニューをパワーアップしたい方。

◆◆◆◆本格的な経営特くんゲームを体感できます。◆◆◆◆◆◆◆◆
電卓およびPC機を持参ください。(エクセルによる自動決算を行うため)

インストラクター養成コース・トライアルゲーム 10:00~17:00(1日コース)

- 1) 第63回 平成18年02月24日(土)
- 2) 第64回 平成18年03月24日(土)
- 3) 第65回 平成18年04月21日(土)

◆詳しい実施要領は、次号以降にご案内します。

●参加費用 1,000円(資料代)

●開催場所「経営特訓道場」

JR駒込駅南口 徒歩7分 東京メトロ南北線駒込駅1番出口 徒歩6分

●インストラクターを目指す方への特典等(委細は次号にてご案内します)

- ①経営特くんゲーム キットBOX
- ②インストラクター用メソッドを収納したCD
- ③インストラクター認定コースの受講

アマゾンから出版！！（定価 800 円（税別））

「世のため人のため」経国済民のイノベーション

◆◆◆ 理念経営のすすめ方 改訂版 /アマゾン版 ◆◆◆

「清貧」の時代から「清豊」の時代へ

中小企業で働く人々が幸せないと、日本は良くなるらない。

中小企業ファースト！

中小企業家、経営支援家、クリエイター、ライトワーカーのための
ワクワクする生き方ガイダンス

著者 43年間倒産ゼロの実績を持つ経営支援家

Captain 平本 靖夫

=====

MSDN セミナー（詳細は下記の URL からチラシを参照ください）

◆ 講話 ◆ 理念経営のすすめ方の基本理念を解説（10回シリーズ：月に1回）。

あなたの魂に呼びかけます。私たちの存在理念は何か？ 生まれ来た意義は？

◆ 講師 ◆ 著者の Captain 平本 靖夫

・日時；第2回 2018年2月15日（木） 16時～18時。その後懇親会にて
交流（別料金）

・場所： 中小企業マスターズクラブ 研修室

160-0004 東京都新宿区四谷3-1-1 山一ビル 6F

丸の内線 四谷3丁目 2番出口 地図は下記の UEL 参照ください。

URL； http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723lpdf_1_128.pdf

・参加費：1回当たり1,000円（税込み）、☆教本はアマゾンで購入してください

・日 程（毎月 第3木曜日）

第2回 2018年2月15日（木） 経済活動における理念経営の役割

第3回 2018年3月15日（木） 心と経営

第4回 2018年4月19日（木） ニューリーダーの条件

第5回 2018年5月17日（木） 企業の進化・発展・持続と理念経営

- 第6回 2018年6月21日(木) コマ型企業論と理念経営
- 第7回 2018年7月19日(木) 企業進化論と理念経営
- 第8回 2018年8月16日(木) 経営計画の構造と基本手順
- 第9回 2018年9月20日(木) 理念経営を体得する
- ◆2018年10月19日(金) 第5回 Next30 ビジネス交流発表大会
- 第10回 2018年11月15日(木) 人類の総意が世界の未来を拓く

下記の案内兼申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

URL : http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_128.pdf

経営環境の創出・適応して「安心・安全」の企業経営ができる、お役に立ちますように
「中堅・中小企業“かかりつけ医”ネットワーク=MSDN」を構築推進しております。

◆企業経営の「安心」とは、いつでも経営者が使えるキャッシュが手許にあることです。
「安全」とは、企業経営のカジ取り（行き先・アクセル・ブレーキ）を、先を見通した
マネジメント会計情報（注）をもとに、行うことです。

（注）経営者の意思決定に役立ち、キャッシュフローを「安心」の状態に保ち、収益力を
高めるための、部門別（部署別・商品別・得意先別・仕入先別等）の管理会計のこと
です。税務会計との違いは、税務会計は過去の実績にもとづく納税計算が目的なのに
対して、マネジメント会計は、現在・未来を見通して刻々と（即時に）経営情報を
経営者に提供して、未来のビジネスチャンスの獲得やリスクに備えることができる点
です。ライバルに差をつけるには、体得することがNO1になる条件であります。

=====

◆経営相談は

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業。Net

の「お問合せ」を開き、必要事項をご記入のうえ、送信してください。

=====

一般社団法人 経営特訓士協会（略称：KTGA）

URL <http://keiei-tokkunshi.jp/?mail>

アドレス：happy@keiei-tokkunshi.jp

発行責任者： 理事長 平本 靖夫、 編集長：石川 昌平

配信解除URL：配信停止をご希望の際は、以下のアドレスをクリックしてください。

<https://1lejud.com/stepmail/delf.php?no=300444>